動車であつて、その年の 3 月末日までに申告の事由が生じ、かつ、当該事由が生じた日から 15 日以内に当該申告がされた自動車の台数を除く。以下この条において「課税台数」という。）のうち地方税法附則第 12 条の 3 における税率の特例の対象となる台数（以下この条において「グリーン化に係る台数」という。）並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第 13 条第 3 項及び第 14 条第 6 項の規定の適用を受ける者の所有するものの台数（以下この条において「合衆国軍隊構成員等所有台数」という。）を控除した台数

B　課税台数のうちグリーン化に係る台数（地方税法附則第 12 条の 3 第 1 項の対象となるものに限る。）

C　課税台数のうちグリーン化に係る台数（地方税法附則第 12 条の 3 第 2 項及び第 3 項の対象となるものに限る。）

D　課税台数のうち合衆国軍隊構成員等所有台数

α　別表第 12(2)の A 欄に定める基準税率補正率

β　別表第 12(2)の B 欄に定める基準税率補正率

γ　別表第 12(2)の C 欄に定める基準税率補正率

δ　別表第 12(2)の D 欄に定める基準税率補正率

［削る］

（改正後地方税法に規定する自動車税の環境性能割の基準税額の算定方法）

第二十四条の二　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第二条の規定による改正後の地方税法（以下「改正後地方税法」という。）第百四十五条第一号に規定する環境性能割（以下「改正後地方税法に規定する自動車税の環境性能割」という。）の基準税額は、次の算式によつて算定した額から当該都道府県の区域内の市町村ごとに第三十八条の二第一号の算式の符号A、B、C若しくはDの算式又は同条第二号の算式の符号A若しくはBの算式によつて算定した額の合算額を控除した額に〇・七五を乗じて得た額とする。

算式

（A ＋ B ＋ C ＋ D ＋ E）× 0.456

算式の符号

A　次の算式により算定した額

算式

｛a1 ／ 0.2 ＋（a2 ＋ a3）× 0.02｝× 0.25 ＋ ｛a4 ／ 0.2 ＋（a5 ＋ a6）× 0.03｝／ 0.03 × 0.01 ＋ ｛a7 ／ 0.2 ＋（a8 ＋ a9）× 0.02｝× 0.25 ＋ ｛a10 ／ 0.2 ＋（a11 ＋ a12）× 0.03｝／ 0.03 × 0.01 ＋ a13 ＋ a14 × 0.02 ＋（a15 ＋ a16 × 0.03）／ 0.03 × 0.02

（a2 ＋ a3）× 0.02、｛a1 ／ 0.2 ＋（a2 ＋ a3）× 0.02｝× 0.25、（a5 ＋ a6）× 0.03、｛a4 ／ 0.2 ＋（a5 ＋ a6）× 0.03｝／ 0.03 × 0.01、（a8 ＋ a9）× 0.02、｛a7 ／ 0.2 ＋（a8 ＋ a9）× 0.02｝× 0.25、（a11 ＋ a12）× 0.03、｛a10 ／ 0.2 ＋（a11 ＋ a12）× 0.03｝／ 0.03 × 0.01、a14 × 0.02、a16 × 0.03 及び（a15 ＋ a16 × 0.03）／ 0.03 × 0.02 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。